

# 特別定額給付金

## についての**重要**

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」により、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。

滝上町では「特別定額給付金」について、下記のとおり実施する予定となっております。住民の皆様には申請書の作成・提出など御協力をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

### 給付金の対象者等

- (1) 給付対象者は、基準日において、本町の住民基本台帳に記録されている方
- (2) 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主の方

### 給付額

給付対象者一人につき 10万円 とします。

### 給付金の申請・給付方法

**感染拡大防止の観点から**給付金の申請は以下の方法を基本とし、給付は原則として申請者（世帯主）の**本人名義の銀行口座へ振り込み**により行います。

#### (1) 郵便申請方式

町から郵送する申請書に振込先口座等を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに同封する返信用封筒にて郵送してください。

#### (2) オンライン申請方式（マイナンバーカード所持者が利用可能）

本町のオンライン申請は只今準備中です。利用可能となりましたら、詳しい申請方法と併せて町ホームページでお知らせします。

### 本人確認、振込先確認のための必要書類（事前にご用意いただく書類）

申請者（世帯主）の本人確認、振込先確認のため、以下の書類の写しをご用意願います。

- (1) **運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証・年金手帳・身体障害者手帳**等・その他**公的機関が発行したご本人を確認することができる書類**いずれか一つ
- (2) 振込先口座の通帳（**金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が記載されている面**）

### 町からの申請書の発送日

令和2年5月7日（木）

※郵便の配達は5月8日から5月9日を予定

### 給付金の振込開始（予定）

令和2年5月22日（金）～以降、毎週金曜日

### 問い合わせ

滝上町役場 まちづくり推進課

（電話29-2111内線254・271）

**特別定額給付金をかたる詐欺に充分ご注意ください！！**

・町などが現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。

・町などが「特別定額給付金」の給付のために手数料の振り込みを求めることは絶対にありません。